

令和2年度「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）」に係る補助事業者募集要領

令和2年1月17日  
経済産業省  
貿易経済協力局  
技術・人材協力課

経済産業省では、令和2年度「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

応募に際しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱（案）」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

本公募は、事業実施期間を十分に確保するため、令和2年度政府予算案に基づき、予算成立前に行っております。採択、執行にあたっては、国会における令和2年度予算の成立が前提となりますので、今後、内容等に変更が生じる可能性があることを予め御了承下さい。

なお、本事業は、令和2年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

**補助金を応募する際の注意点**

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理

解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：[http://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

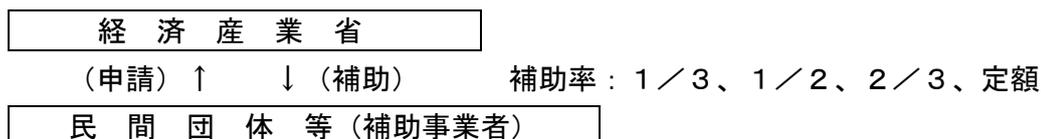
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## 【1. 事業概要】

### 1-1. 事業目的

我が国企業の海外生産拠点を担う現地人材を育成することにより、我が国の省エネ技術の海外展開を促進し、アジアの産業分野におけるエネルギー利用の効率化を図り、温室効果ガスの排出削減に貢献することを目的とします。

### 1-2. 事業スキーム



### 1-3. 事業内容

#### (1) 事業の概要

本事業では、アジアにおける我が国企業の生産拠点において、日本式の生産工程への見直しや省エネ性能の高い機械装置の導入等のエネルギー利用の効率化を推進する上で必要となる現地人材の育成を支援するため、海外拠点の中核人材を日本国内に受け入れて行う実務研修や日本法人の指導的立場にある者を海外に派遣して行う技術指導等の取組を実施します。

#### (2) 事業の対象国、分野等

##### ①対象国・地域

アジアの国・地域

## ②対象業種

自動車、産業機械、電気機械分野における生産プロセスの省エネ化

## (3) 実施内容

### ①受入研修

海外現地法人等の従業員を日本に受入れ、省エネ化・CO2削減に具体的につながる、日本企業等での製造技術等に関する実践的な研修（実施研修という。）を実施するとともに、研修を円滑に進める上で必要な日本語習得や日本文化等の理解を目的とした一般的な研修（一般研修という。）を併せて実施します。また、海外現地法人等の企業経営者や生産現場管理者等を日本に受入れ、省エネ化・CO2削減に具体的につながる、生産性改善等の研修を実施します。

#### ○研修の企画

本事業の目的をもとに全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業全体の内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む。）や審査に必要な基準の整備を行います。

#### ○研修プログラムの策定

最適な研修を行うため、当該国、我が国企業のニーズや課題、事情を踏まえ、定員や受入時期及び講師の選定をし、講師や企業と調整をしながら研修カリキュラム等の研修プログラム策定を行います。

#### ○研修生の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、我が国企業や海外の日系企業等に対し、本事業の内容について広報を行うとともに、研修生の募集を行います。

#### ○研修の事前評価

学識者、産業界など外部委員による各研修プログラムの研修内容や達成目標などの事前評価を行い、それを踏まえて達成目標等を策定します。（必要に応じ研修プログラムの策定に反映します。）

#### ○研修計画の審査（実地研修を行う場合）

研修計画について、研修分野、研修期間及び研修内容等の妥当性及び設定目標及び効果等について審査を行います。

#### ○研修生の審査

企業から申請された研修予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行います。

#### ○日本への受入手続き支援

研修生の入国が円滑に行われるよう研修生の査証取得に関する支援（必要に応じ日本での身元保証）等を行います。

#### ○研修の実施

実地研修を効果的に行う上で必要となる日本語、日本企業文化や環境対策等の

管理技術等を修得するための一般研修について、円滑に行われるよう教室の確保、講師等の配備等の体制を整備するとともに、実地研修についても円滑に行われるように、支援・管理を行います。研修の実施にあたっては、出入国管理及び難民認定法、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や研修生への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測な事態への対応ができるように体制を整備します。

#### ○研修期間中の研修生の事業面・生活面の支援・管理

研修期間中宿舎の確保を図るとともに、宗教に配慮した食事の提供や研修生の安全の確保等を行います。また、研修生より寄せられる研修に対する要望について対応するとともに、体調を崩した研修生に対する医療支援等を行います。

### ②海外研修

日本から海外へ講師を派遣し、省エネ化・CO2削減に具体的につながる、汎用的な管理技術、生産技術等について、講義、演習、実技等を組み合わせて行う短期集中型の集団研修を実施します。

#### ○研修の企画

本事業の目的をもとに、必要に応じ受入研修と連携しながら目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む。）や審査に必要な基準の整備を行います。

#### ○研修プログラムの策定

最適な研修を行うため、海外のニーズや課題、事情を踏まえ、定員や講師派遣時期及び講師の選定をし、講師との調整をしながら研修カリキュラム等の研修プログラム策定を行います。

#### ○研修生の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、海外において、本事業の内容についての広報を行うとともに研修生の募集を行います。

#### ○研修の事前評価

学識者、産業界など外部委員による各研修プログラムの研修内容や達成目標などの事前評価を行い、達成目標等を策定します。（必要に応じ研修プログラムの策定に反映します。）

#### ○研修計画の審査

研修計画について、研修分野、研修期間及び研修内容等の妥当性等や設定目標及び効果等について審査を行います。

#### ○研修生の審査

研修予定者について、経歴や研修内容に対する能力の妥当性等について審査を行います。

### ○研修の実施

円滑に研修が実施できるよう、現地での研修会場確保、講師派遣などの体制を整備します。研修の実施にあたっては、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等や研修生への指導・注意喚起を十分に行います。また、災害等の不測な事態への対応ができるように体制を整備します。

### ③専門家派遣

海外現地法人等向けに、日本の企業等から専門家を派遣し、省エネ・CO2削減に具体的につながる、技術指導や人材育成を行います。

#### ○専門家派遣の企画

本事業の目的をもとに、全体目標を設定し、関係者等と調整を行い、事業全体の内容、実施方法、具体的スケジュール、実施体制及び予算配分等の企画を行います。また、事業の実施（募集を含む。）や審査に必要な基準の整備を行います。

#### ○専門家派遣プログラムの策定

最適な専門家派遣を行うため、当該国、我が国企業のニーズや課題、事情を踏まえ、派遣講師や実施時期の選定をし、講師や企業と調整をしながら専門家派遣プログラム策定を行います。

#### ○専門家派遣の募集・広報

本事業を円滑に遂行するため、我が国企業や海外の日系企業等に対し、本事業内容の広報を行うとともに、専門家派遣要請の募集を行います。

#### ○専門家派遣の事前評価

学識者、産業界など外部委員による審査会等において、専門家派遣プログラムの指導内容や達成目標などの事前評価を行い、事前評価を踏まえ、達成目標等を策定します。（必要に応じ専門家派遣プログラムの策定に反映します。）

#### ○専門家派遣計画の審査

専門家派遣の計画について、指導内容、派遣期間等の妥当性や設定目標及び効果等について審査を行います。

#### ○派遣専門家の出国前支援

派遣専門家が当該国において円滑に指導等を行えるよう、現地の情報提供などのオリエンテーションを行います。

#### ○専門家派遣の実施

専門的な能力を有する技術者等を専門家として海外に所在する日系企業等に派遣し、工場における生産プロセスの改善等による省エネ・CO2削減のための支援が円滑に行われるよう体制を整備します。専門家派遣の実施にあたっては、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守の観点から、補助事業者として必要な対応を図るとともに、企業等への指導・注意喚起を行います。また、災害等の不測な事態へ

の対応ができるように体制を整備します。

○期間中の専門家の事業面・生活面の支援・管理

派遣期間中の専門家の安全の確保を行います。また、現地企業や派遣専門家からの要望について対応するとともに、体調を崩した専門家に対する医療支援等を行います。

④事業の評価

研修と専門家派遣による人材育成効果等（研修生の能力向上など）に関する評価を行います。また、学識者などによる第三者委員会を開催し、本事業による温室効果ガス削減効果及び低炭素技術の普及について、評価を行います。これらの評価は、原則として定量的な指標を用いて行うこととします。

(4) 研修及び専門家派遣事業の規模

I. 受入研修

①我が国企業の海外生産拠点の省エネ化支援人材育成

○中堅・中小企業（中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業）における受入研修

目安：270名（51,800人日程度）

○大企業（上記中堅・中小企業に該当しない企業）における受入研修

目安：12名（1,500人日程度）

○重点分野（上記中堅・中小企業に該当しない企業であって、海外生産拠点において一定以上（500t-CO<sub>2</sub>/年以上）のCO<sub>2</sub>削減効果が期待される案件）における受入研修

目安：24名（4,400人日程度）

②現地の企業経営者・生産現場管理者等を対象とした省エネ化支援研修

目安：80名（2週間程度）

II. 海外研修

目安：3コース（1コース30名程度）

III. 専門家派遣

①海外工場における生産プロセスの省エネ化支援事業

○中堅・中小企業（専門家を派遣する日本企業が中堅・中小企業（中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業）における専門家派遣。

目安：延べ90人月程度

○大企業（専門家を派遣する日本企業が上記中堅・中小企業に該当しない企業）における専門家派遣

目安：延べ6人月程度

○重点分野（専門家を派遣する日本企業が上記中堅・中小企業に該当しない場合  
であって、一定以上（500t-CO2/年以上）のCO2削減効果が期待される案件）  
における専門家派遣

目安：延べ12人月程度

※研修及び専門家派遣の事業費に占める中堅・中小企業に係る執行が90%を下回らないように執行の管理を行うこと。

#### 1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和3年3月31日（事業終了期限）

#### 1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事企業・団体等を決めていただくとともに、幹事企業・団体等が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事企業・団体等が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

### 【2. 補助金交付の要件】

#### 2-1. 採択予定件数：1件

#### 2-2. 補助率・補助額

補助金の上限を850,000千円とします。（補助率は「7. 補助対象経費の計上」に記載のとおり）なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

### 【3. 補助金の支払い】

#### 3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏ま

え、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等をご案内します。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

### 3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

### 3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助員人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

#### 【実施体制資料の記載例】

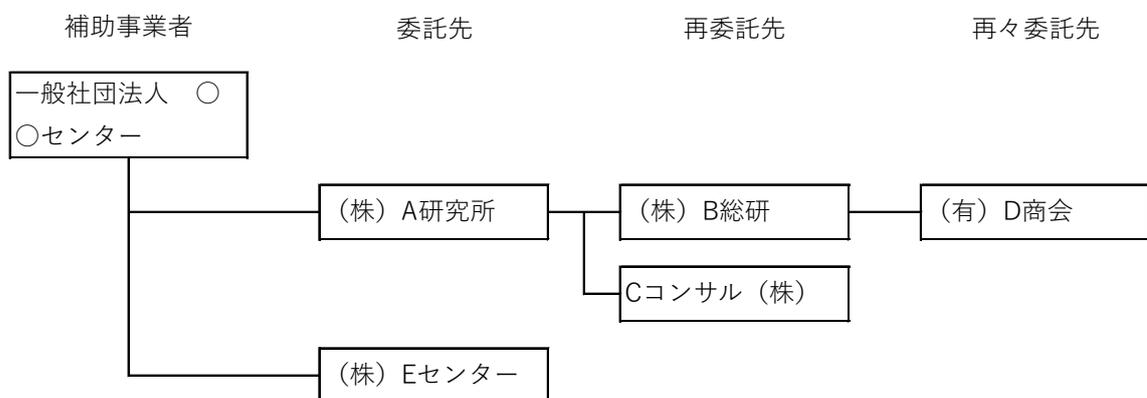
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

### 実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

### 実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



## 【4. 応募手続き】

### 4-1. 応募方法

本補助金は、補助金申請システム「jGrants」により応募を受け付けます。jGrantsでは、電磁的記録による応募を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては、原則として当該申請システムで通知等を行います。

なお、jGrants 使用時に必要な G ビジネス ID の取得ができない設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）に限り、郵送又は電子メールでの応募を受け付けます。

### 4-2. 募集期間

募集開始日：令和2年1月17日（金）

締切日：令和2年2月17日（月）12：00必着

※jGrants を利用する場合、締切日の12：00までに申請を実施したもの。jGrants を利用するにあたり、G ビジネス ID の取得が必要です。G ビジネス ID の取得は2～

3週間かかるとされているため、余裕を持って準備してください。

※郵送の場合、締切日の12:00必着。

※電子メールの場合、締切日の12:00までに到着が確認できたもの。

#### 4-3. 説明会の開催

○第1回開催日時：令和2年2月5日（水）15時00分～15時30分

場所：経済産業省 本館13階西8会議室

○第2回開催日時：令和2年2月6日（木）14時00分～14時30分

場所：経済産業省 本館13階西8会議室

※第1回、第2回ともに、事務局から募集概要等を説明し、質疑応答の終了次第、説明会は終了となります。

説明会への参加を希望する方は、

第1回説明会につきましては、令和2年2月4日（火）12時までに、

第2回説明会につきましては、令和2年2月5日（水）12時までに、

E-mail：[tech-co-op@meti.go.jp](mailto:tech-co-op@meti.go.jp)あてに事前登録をお願いします。

事前登録の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和2年度低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mailアドレス」を明記願います。

#### 4-4. 応募書類

##### (1) 提出方法

##### ①jGrantsの場合

jGrantsでの応募にあたっては、jGrantsの申請画面より必要事項を入力するとともに、以下の応募書類をjGrants上で添付をして申請してください。申請方法については、jGrantsの電子申請マニュアル等を参照いただくとともに、申請項目毎の具体的な入力やファイルの添付について示した資料を、jGrants上の「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金」を選択した先の画面に添付していますので、申請にあたっては必ずご確認ください。

##### 【応募書類】

○（様式1）申請書

○（様式2）提案書

○（様式3）積算表

○申請者の概要がわかる資料

(ア) 会社概要

(イ) 直近一年分の財務諸表

○提案内容を補足するために必要な参考資料 <任意>

※応募書類はA4で作成してください。また、提案書（様式2）には通し番号を記入してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要領や様式類をご確認の上、注意して記入してください。

※締切りを過ぎての申請は受け付けません。期限に余裕をもって申請ください。

**【補足】**

(1) GビジネスIDについて

補助金申請システム（jGrants）を利用して補助金を申請する際には、GビジネスID（法人共通認証基盤）によるIDとパスワードが必要です。以下URLより法人登録を行い、「gBizIDプライム」を取得して下さい。

- ・GビジネスIDには3種類のアカウントがありますが、補助金の電子申請を行う場合は必ず「gBizIDプライム」のアカウントを作成して下さい。他の種類のIDでは補助金の電子申請は実施できません。
- ・「gBizIDプライム」の登録審査には2～3週間程度の期間を要するとされていますので、公募締切日までの期間を考慮して手続きを実施して下さい。

※GビズIDのURL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(2) 補助金申請システム（jGrants）について

以下URLよりjGrantsにログインしていただき、補助金一覧画面から「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金」を選択して、申請フォームに則って申請を行って下さい。

- ・補助金申請システム（jGrants）は、補助金の申請、審査、交付決定通知等をデジタルで行うシステムです。交付決定後の通知や各種手続きも同システムにて行われます。
- ・jGrantsの操作方法については、申請ページ等よりダウンロードが可能な電子申請マニュアルをご活用下さい。
- ・jGrantsの動作環境は以下のとおりです。下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。IE（インターネットエクスプローラー）からもアクセスは可能ですが、画面が正しく出力されないなど円滑な使用に支障が想定されます。動作環境に適したブラウザをインストールのうえ、操作をお願いします。

- ・ Windows の場合 : edge、chrome、firefox
- ・ macOS の場合 : safari、chrome、firefox

※jGrants の URL : <https://jgrants.go.jp>

②郵送・電子メールの場合 ※jGrants の G ビジネス ID が取得できない申請者のみ

郵送・宅配便等の場合には、以下の応募書類を一つの封筒に入れて送付先までお送りください。封筒の宛名面には、「令和2年度低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）申請書」と記載してください。

<送付先>

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）」担当あて

また、電子メールの場合には、以下の応募書類を「[tech-co-op@meti.go.jp](mailto:tech-co-op@meti.go.jp)」宛に PDF ファイルにて送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「令和2年度低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）申請書」としてください。

<電子メールの場合>

E-mail : [tech-co-op@meti.go.jp](mailto:tech-co-op@meti.go.jp) 宛

※メールの件名を必ず上記の下線のとおり記載してください。

【応募書類】

○（様式1）申請書<1部>

○（様式2）提案書<1部>

○（様式3）積算表<1部>

○申請者の概要が分かる資料

（ア）会社概要<1部>

（イ）直近一年分の財務諸表<1部>

○提案内容を補足するために必要な参考資料<任意>

※応募書類はA4で作成してください。また、提案書（様式2）には通し番号を記入してください。

※持参、FAX による提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象とはなりませんので、本募集要領や様式類をご確認の上、注意して記入してください。

※締切りを過ぎての提出は受け付けません。郵送等の場合、配達の場合で締切り時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

(2) 応募書類に記載された情報については、本事業の採択に関する審査、管理、確定、

精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募情報は返却しません。機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

(3) 選定の正否を問わず、応募にかかる一切の費用は補助対象経費には含まれず、支給されません。

(4) 提案された内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

## 【5. 審査・採択】

### 5-1. 審査方法

事業実施者の採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定することとします。なお、審査に際しては必要に応じてヒアリングや電話での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

### 5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択しません。

- ①「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ②提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥事業の実施方法等について本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑧本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑨コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

### 5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、jGrantsによる応募の場合は原則 jGrants にて通知を行い、郵送及び電子メールによる応募の場合は通知文書を郵送します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を送付した後に、事業開始となります。（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。なお、jGrants による応募の場合、交付申請～交付決定のやり取りは原則 jGrants にて行います。

採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです（事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除してください）。

経費項目	内容	補助率
1. 研修事業費 (1) 研修生受入費 ①研修生受入費 イ. 中堅・中小企業受入費	中堅・中小企業（中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業）が受入申請する場合における実地研修に係る研修生の受入及び滞在に必要な費用（研修生の渡航費、宿泊費、食費及び雑費等、実地研修費）	2 / 3
ロ. 大企業受入費	上記中堅・中小企業に該当しない企業が受入申請する場合における実地研修に係る研修生の受入及び滞在に必要な費用（研修生の宿泊費、食費及び雑費等、実地研修費）	1 / 3

<p>ハ. 重点分野受入費</p>	<p>上記中堅・中小企業に該当しない企業であって、海外生産拠点において一定以上（500t-CO2/年以上）のCO2削減効果が期待される案件に係る企業が受入申請する場合における実地研修に係る研修生の受入及び滞在に必要な費用（研修生の宿泊費、食費及び雑費等、実地研修費）</p>	<p>1 / 2</p>
<p>②経営者・管理者研修</p>	<p>現地企業等からの直接申込みにより、経営者・管理者への研修を実施する場合における研修生の受入及び滞滞に必要な費用（研修生の渡航費、宿泊費、食費及び雑費等）</p>	<p>2 / 3</p>
<p>(2) 受入研修費 イ. 中堅・中小企業受入研修費</p>	<p>中堅・中小企業（中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業）が受入申請する場合における受入研修の実施に必要な費用（研修に必要な教材費及び国内移動費等）</p>	<p>2 / 3</p>
<p>ロ. 大企業受入研修費</p>	<p>上記中堅・中小企業に該当しない企業が受入申請する場合における受入研修の実施に必要な費用（研修に必要な教材費及び国内移動費等）</p>	<p>1 / 3</p>
<p>ハ. 重点分野受入研修費</p>	<p>上記中堅・中小企業に該当しない企業であって、海外生産拠点において一定以上（500t-CO2/年以上）のCO2削減効果が期待される案件に係る企業が受入申請する場合における受入研修の実施に必要な費用（研修に必要な教材費及び国内移動費等）</p>	<p>1 / 2</p>

<p>二. 経営者・管理者受入研修費</p>	<p>現地企業等からの直接申込みにより、経営者・管理者への研修を実施する場合における受入研修の実施に必要な費用（研修に必要な教材費及び国内移動費等）</p>	<p>2 / 3</p>
<p>(3) 海外研修費</p>	<p>海外研修の実施に必要な費用（研修に必要な教材費及び講師派遣費、現地の研修に付随する旅費、役務費等）</p>	<p>2 / 3</p>
<p>2. 専門家派遣事業費</p>		
<p>(1) 専門家派遣事業</p>		
<p>① 専門家派遣事業費</p>		
<p>イ. 中堅・中小企業派遣費</p>	<p>専門家を派遣する日本企業が中堅・中小企業（中小企業以外の企業で資本金10億円未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業）の場合であって、当該企業と資本関係にある現地企業又は同現地企業と取引のあるローカル企業等への専門家派遣の実施に係る必要な費用（専門家派遣に必要な国内外旅費、専門家滞在費、専門家派遣企業に支払う技術協力費、派遣諸費等）</p>	<p>2 / 3</p>
<p>ロ. 大企業派遣費</p>	<p>専門家を派遣する日本企業が上記中堅・中小企業に該当しない企業の場合であって、当該企業と資本関係にある現地企業又は同現地企業と取引のあるローカル企業等への専門家派遣の実施に係る必要な費用（専門家派遣に必要な国内外旅費、専門家滞在費、専門家派遣企業に支払う技術協力費、派遣諸費等）</p>	<p>1 / 3</p>
<p>ハ. 重点分野派遣費</p>	<p>専門家を派遣する日本企業が上記中</p>	<p>1 / 2</p>



(2) 附帯費	評価事業に係る人件費（人件費及び 役務費）、緊急対策費	定 額
---------	--------------------------------	-----

#### 7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係のない経費

#### 7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認します。

【9. 事業実施における安全確保】

事業の実施に際しては、以下のとおり身辺の安全確保について最大限の注意を払って下さい。

- (1) 事業実施にあたっては、事前に現地の危険情報を可能な限り収集した上で万全の準備を整えるようにしてください。
- (2) 実際に事業実施国に渡航する際は、必要に応じて経済産業省技術・人材協力課に連絡を取り、活動内容について十分説明すると共に、現地の治安状況等について必要なアドバイスを受けてください。
- (3) 現地の治安状況はある日突然悪化する可能性もありますので、事業開始当初の危険情報のみに頼ることは危険です。現地での活動にあたっては、経済産業省技術・人材協力課、補助事業者間で常に連絡をとれる体制を確保し、緊密に連絡を取り合うなど、最大限の安全確保に努めるようお願いします。

【10. その他の注意点】

- (1) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、経済産業大臣に届け出なければなりません。
- (2) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 補助事業者は、経済産業大臣が補助事業の進捗よく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して60日を経過した日又は翌年度の5月10日のいずれか早い日まで実績報告書を経済産業大臣に提出しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業の経費及び収入については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、

補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。

- (7) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。

ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

- (8) 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- (9) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

#### 【11. 問い合わせ先】

応募にあたってのご不明点等は、電子メールまたは FAX にてお問い合わせ下さい。それ以外の方法によるお問い合わせには回答しません。

お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和2年度低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業（低炭素技術輸出促進人材育成支援事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

<問い合わせ先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課

担当：井原

FAX：03-3501-1937

E-mail：tech-co-op@meti.go.jp

以上